

BEPS対応

在ブラジル企業に与える実務影響

2017年7月

目次

BEPS(税源浸食と利益移転)に関する取組	3
ブラジルにおけるBEPS影響	9
(参考) マスターファイルとローカルファイル	27
今後の移転価格対応に関する取組	31

BEPS(税源浸食と利益移転)に関する取組



BEPS (税源浸食と利益移転)に関する取組

BEPS (税源浸食と利益移転)の背景

世界中で税収減・財政赤字が問題化

クロス・ボーダー取引の増加
アグレッシブな節税策

OECD主導

現在の国際課税原則や各国国内税法が適切か、各国税務当局が協調・連携した税制改正に関する取り組みを開始

OECD加盟国

G20 (ブラジル含む)

その他新興国

100カ国参加

BEPS最終報告書の公表 (2015年10月)

BEPS(税源浸食と利益移転)に関する取組

BEPS最終報告書 – 15の行動(Action)

国際課税原則の再構築[実質性]

(グローバル企業は払うべきところで税金を支払うべき)

1. 電子経済の発展への対応

- 行動1 電子経済の課税上の課題への対応

2. 各国制度の国際的一貫性の確立

- 行動2 ハイブリッドミスマッチの無効化
- 行動3 外国子会社合算税制(CFC税制)の強化
- 行動4 利子控除制限
- 行動5 有害税制への対抗

3. 国際基準の効果の回復

- 行動6 条約濫用の防止
- 行動7 人為的なPE認定回避
- 行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致

グローバル企業の活動の透明性向上[透明性]

4. 透明性の向上

- 行動5 ルーリングに係る自発的情報交換
- 行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立
- 行動12 タックスプランニングの義務的開示
- 行動13 移転価格税制に係る文書化

企業の不確実性の排除[予見可能性]

5. 法的安定性の向上

- 行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築

6. BEPSへの迅速の対応

- 行動15 多国間協定の開発

BEPS(税源浸食と利益移転)に関する取組

BEPS(税源浸食と利益移転)の移転価格対応への影響

BEPSにより想定される実務影響

- ▶ 特に移転価格税制に関して、コンセプトの整理、共有のみならず新規の情報提供量が増大

BEPS行動13

多国籍企業に対する新たな情報開示要求

- ▶ 移転価格税制では、国別報告書/マスターファイル/ローカルファイルの開示要求

移転価格等の税務リスクがガラス張りになる

BEPS行動8-10

各国協調したルール策定、制度化

- ▶ 移転価格税制では、無形資産や役務提供等の新たなガイドラインの公表

最新の税務執行に即した対応が必要になる

日本では2016年度税制改正による制度化

日本本社と連携した税務情報の収集と税務リスク/コスト管理の必要性が高まる

BEPS(税源浸食と利益移転)に関する取組

3層構造移転価格文書の導入

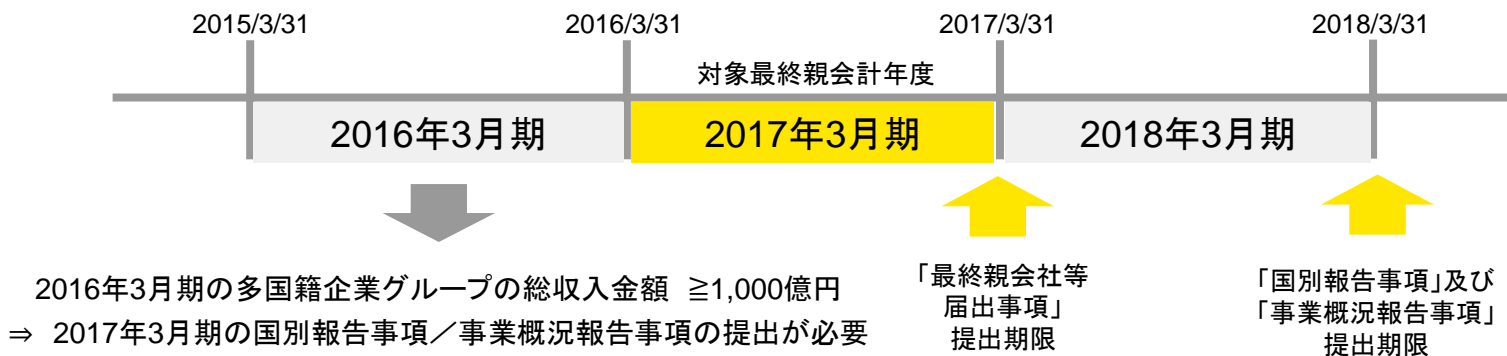
行動13のミニマム・スタンダード

国別報告書 (各国の事業活動、納税・利益配分状況)	マスターファイル (サプライチェーン、移転価格ポリシー等の全体像)	ローカルファイル (各関連取引の実績値の妥当性に関する分析)
原則、親会社を作成	親会社を作成	親会社及び子会社がそれぞれ作成
親会社が当局に提出 (期限内に提出後、各国当局間で自動交換)	親会社及び子会社がそれぞれ当局に提出 (期限内又は当局要請に基づき提出)	親会社及び子会社がそれぞれ当局に提出 (当局要請に基づき提出)
一定様式(表1～表3)に基づき必要情報を記載	各国文書化規定に基づき必要情報を文書化	各国文書化規定に基づき必要情報/分析を文書化
記載内容: ※多国籍企業グループに関する以下の情報 (定量情報) <ul style="list-style-type: none">収入(非関連者向・関連者向)税前損益支払/発生法人税額利益剰余金、有形資産(現金等価物除く)従業員数 等 (定性情報) <ul style="list-style-type: none">グループ企業名、所在地グループ企業の事業活動 等	記載内容: ※多国籍企業グループに関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none">組織構造/資本関係サプライチェーンの情報事業上の利益の源泉となる活動等役務提供取引の移転価格ポリシー無形資産取引の移転価格ポリシー金融取引の移転価格ポリシー財務状況及び納税状況 等	記載内容: ※関連者間取引に関する以下の情報 <ul style="list-style-type: none">組織図事業内容関連取引の内容機能・リスク分析関連取引に係る最も適切な移転価格算定方法比較対象取引の選定移転価格算定方法の適用結果 等
新規導入(日本) (2016年4月1日以降開始事業年度から適用)	新規導入(日本) (2016年4月1日以降開始事業年度から適用)	厳格化(日本) (2017年4月1日以降開始事業年度から適用)

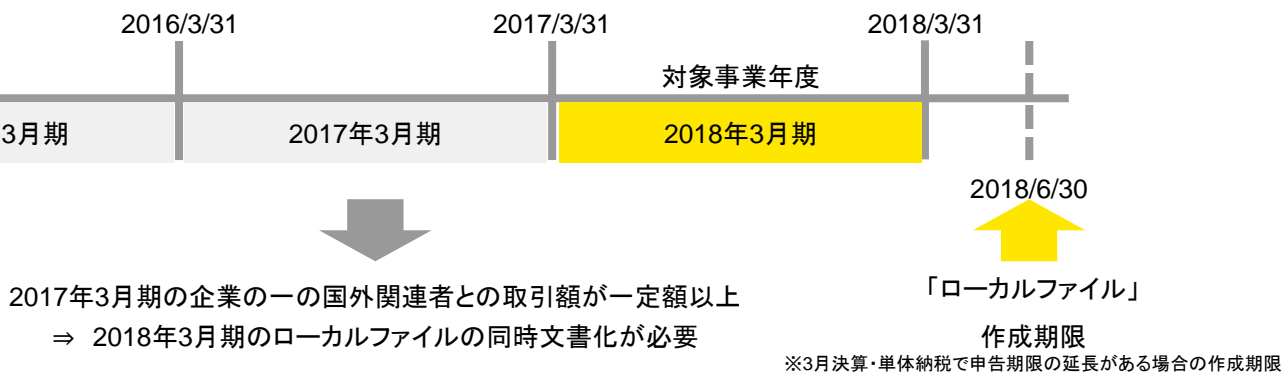
BEPS (税源浸食と利益移転)に関する取組

BEPS行動13(移転価格文書化)の日本での制度化スケジュール

【国別報告書/マスターファイル】 ※3月決算企業



【ローカルファイル】 ※3月決算企業



ブラジルにおけるBEPS影響



ブラジルにおけるBEPS影響

行動別影響

▶ 主な影響

- ▶ 行動2 ハイブリッドミスマッチの無効化
- ▶ 行動13 移転価格税制にかかる文書化
- ▶ 行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築
- ▶ 行動15 多国間協定の開発

ブラジルにおけるBEPS影響

利子配当JCP制度

行動2 ハイブリッドミスマッチの無効化

利子配当制度 (**J**uros sobre **C**apital **P**róprio、英:INE)

- ▶ 投下資本に対する株主への分配を長期にわたる「利子」として還元する手法
- ▶ 以下の条件を満たせば、支払法人(伯社)にて税務上損金算入可能
 - ▶ JCP考慮前単年度当期純利益の50%
 - ▶ 利益剰余金の50%のいずれか 大きい方を超えない範囲
- ▶ ブラジル→日本への利子配当送金を前提とすると
 - ▶ 支払側の法人税: 損金算入 (34%ベネフィット)
 - ▶ IOF(金融取引税): ゼロ
 - ▶ 日本側の法人税負担: 5%部分のみ
(外国子会社配当益金不算入制度により95%有利)
 - ▶ 源泉徴収: 12.5%(日伯租税条約)

一般的には
有益な制度
(実務上多用される)

ブラジルにおけるBEPS影響

利子配当JCP制度

(日本税法)平成27年度税制改正

- ▶ 「日本法人が外国子会社から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外する。」



- ▶ すなわち、ブラジル国内の損金算入される配当 (JCP) が、受取側である日本国で、課税対象となる。
- ▶ 当該適用対象除外配当に課される外国源泉税等の額は、外国税額控除の対象

ブラジルにおけるBEPS影響

利子配当JCP制度

適用関係

- ▶ 上記の改正は、平成28年4月1日（2016年4月1日）以後に開始する事業年度において日本法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用
- ▶ ただし、平成28年4月1日（2016年4月1日）から平成30年3月31日（2018年3月31日）までの間に開始する各事業年度において日本法人が外国子会社から受ける配当等の額（2016年4月1日において有する当該外国子会社の株式等に係るものに限る。）については、従前どおりの取扱い
- ▶ →2016年4月1日時点で既にブラジル進出している企業においては、2018年4月1日以降当該制度の恩典廃止（日本側で受取JCP全額が課税される）

- ▶ (*)外国子会社配当益金不算入制度
- ▶ 外国子会社配当益金不算入制度は、親会社が外国子会社（持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人）から受け取る配当額の95%相当額を益金不算入（配当の額の5%相当額は、その配当に係る費用として益金に算入）とするもので、ブラジル子会社からの利子配当もこれに該当し、ブラジル国内で損金として取り扱われると同時に、日本国側で95%益金不算入とされてきた。(国税庁質疑応答事例「外国子会社配当益金不算入制度の対象となる剰余金の配当等の額の範囲について」の回答)

ブラジルにおけるBEPS影響

利子配当JCP制度

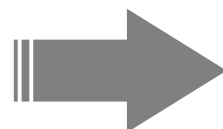
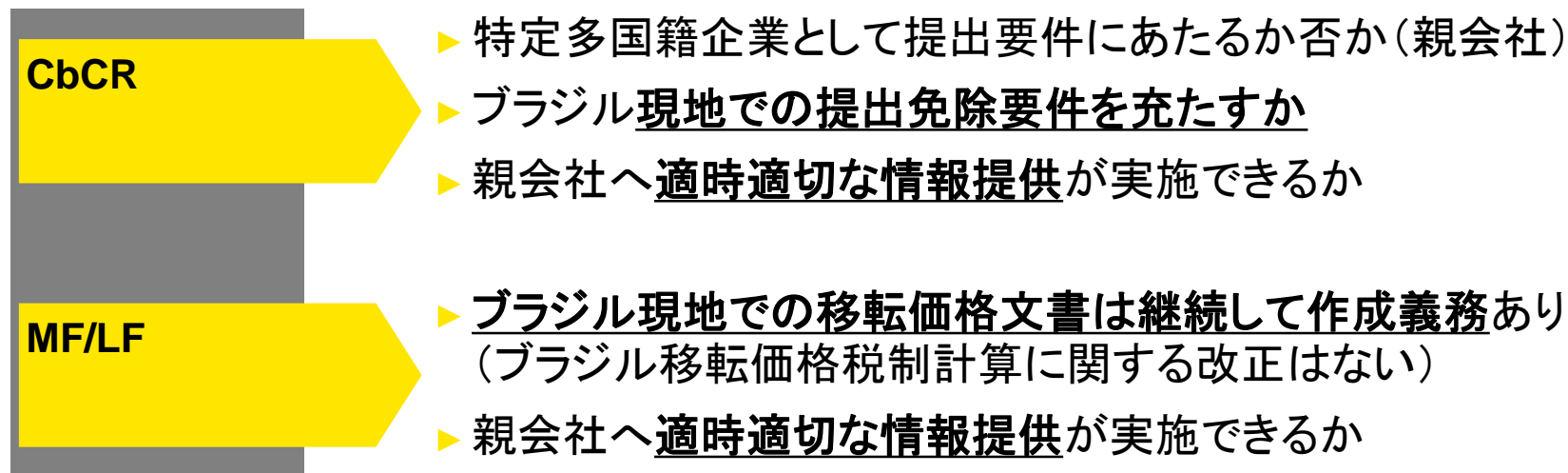
- ▶ 日本税制改正を受け、ブラジル子会社から日本親会社への資金還流方法を再検討する必要がある
 - ▶ 通常配当
 - ▶ 利子配当JCP
 - ▶ ロイヤリティ
 - ▶ 借入金
 - ▶ その他

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制

▶ 行動13 移転価格税制にかかる文書化

- ▶ BEPSの直接的な枠組みとしては、国別報告書(CbCR)の提出義務が追加(IN1.709)
- ▶ マスター・ファイル及びローカル・ファイルに関する言及はない



従来より行われているブラジル移転価格計算の重要性が高まる

ブラジルにおけるBEPS影響 移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)開示事項

表1: 居住地国等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要

多国籍企業グループ名:
対象事業年度:
使用通貨:

居住地国等	収入金額			税引前 当期利益(損失)	納付税額	発生税額	資本金の額	利益 剰余金の額	従業員の数	有形資産(現金/ 現金等価物除く) の額
	非関連者	関連者	合計							

表2: 居住地国等における多国籍企業グループの構成会社等一覧

多国籍企業グループ名:
対象事業年度:

居住地国等	居住地国等に所在する 構成会社等	居住地国等が構成会社等の 所在地と異なる場合の居住地国等	主要な事業活動														
			研究開発	知的財産の保有又は管理	購買又は調達	製造又は生産	販売、マーケティング又は物流	管理、運営又はサポートサービス	非関連者への役務提供	グループ内金融	規制金融サービス	保険	株式・その他の持分の保有	休眠会社	その他		
	1																
	2																
	1																
	2																

表3: 追加情報

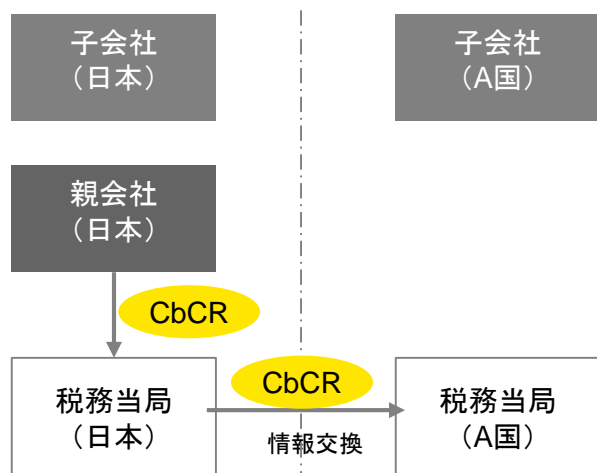
多国籍企業グループ名:
対象事業年度:

必要と考えられる追加の情報や国別報告事項に記載された情報への理解を円滑にする説明等を英語で記載してください。

ブラジルにおけるBEPS影響 移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)提出者/提出方法

原則:条約方式

〔内資系企業:子会社所在国との間で情報交換規定等がある場合〕

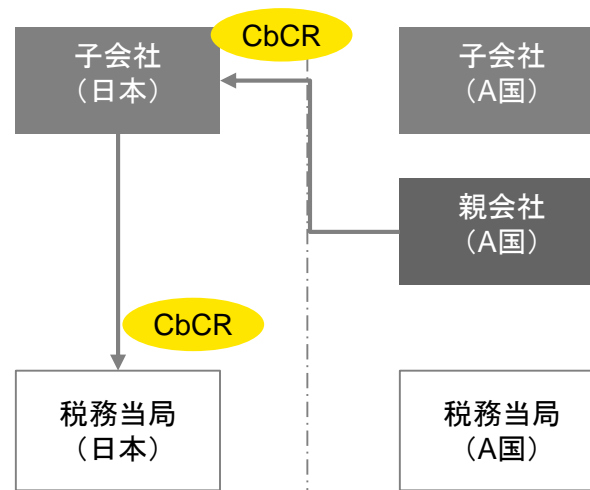


(自動交換を行うための権限ある当局多国間合意(MCAA))

- ▶ 2017年6月22日現在58カ国が署名
- ▶ 署名国: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、バミューダ、**ブラジル**、カナダ、チリ、コスタリカ、キュラソー、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ガーナ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、マン島、イスラエル、イタリア、**日本**、ジャージー、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、モーリシャス、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、中国、ポーランド、ポルトガル、ロシア、セネガル、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ウルグアイ

例外:子会社方式

〔外資系企業:親会社所在国との間で情報交換規定等がない場合等〕



(子会社方式の適用要件(日本))

1. 最終親会社等の所在国において国別報告事項の提供を求める措置がない
2. 情報交換のための環境未整備
3. 日本に対して国別報告事項を提供できないなどの体系的不履行(2.の場合を除く)

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)自動的情報交換制度

- ▶ 2016年1月、OECDは、CbCRの導入に先駆け、CbCRに関する多国間協定(以下「MCAAs」)調印を開始
- ▶ 2017年6月22日までに日本・ブラジルを含む58の国及び地域がMCAAs署名済み
- ▶ MCAAs署名後、効力が発生した後に、OECDへの報告が行われ、適切な当局間合意に関する List of exchange relationships が作成される
- ▶ List of Exchangeに掲載されている国同士であれば、CbCRに関する情報交換が有効化していることを意味する
- ▶ 2017年5月4日公表ベース：ブラジルを含む30の国同士の交換リストが含まれている(日本は2017年6月30日現在、リスト公表していない)

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)ブラジル法制

▶ 適用対象

- ▶ 直前会計年度の連結総収入BRL 2,260百万以上の特定多国籍企業グループ
 - ▶ 最終親会社
 - ▶ 代理親会社
 - ▶ 構成企業(※ローカル・ファイリング)

▶ 初年度報告

- ▶ 報告対象期間:2016年度(2016年1月~12月)
- ▶ 報告期限:2017年7月31日(ECF報告期限)
- ▶ 報告方法:ECF内Bloco W
- ▶ 義務免除者も同様にBloco W内で報告



日系企業ブラジル子会社の場合...

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)ブラジル法制

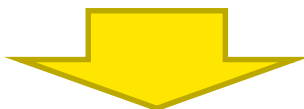
▶ 特定多国籍企業のブラジル子会社

- ▶ 以下の3つのいずれかのケースに該当する場合には、構成企業(ブラジル子会社)がその税務管轄地でCbCRの提出(ローカル・ファイリング)を行う必要がある
 - ▶ 最終親会社所在国でCbCRに関する提出義務がない場合
 - ▶ **日本は提出義務あり**
 - ▶ 最終親会社所在国は構成企業の所在国との間で二国/多国間協定や情報の自動的交換に関するTIEAがあるものの、MNEグループ企業の報告対象期間の12カ月後までに本件に関する適切な当局間合意がなされていない場合
 - ▶ **日本:2017年12月末までに当局間合意の有効化予定**
 - ▶ UPEの税務当局がUPE税務管轄地に体系的不履行がある(自動交換がなされない)旨、構成企業(子会社)に対して通知している場合
 - ▶ **該当なし**

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)ブラジル法制

- ▶ Bloco W (W100) の記載事項(CbCR免除の場合)
 - ▶ 最終親会社名
 - ▶ ブラジル社が最終親会社か否か
 - ▶ 最終親会社の所轄税務地
 - ▶ CbCRの提出義務法人
 - ▶ 最終親会社のTIN(法人番号)



免除の場合であっても、
親会社提出時には構成企業情報の提供（P16）が必要

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)ブラジル法制

▶ Bloco W – W100

The screenshot displays the 'REGISTRO - W100' form in the Brazilian tax system. The left sidebar shows a tree view of the system's structure, with 'Declaração País a País' expanded to show 'W100 - Informações sobre o Grupo Multinacional e a Entidade Declarante'. The main area is titled 'REGISTRO - W100' and 'Registro W100 - Informações Sobre o Grupo Multinacional e a Entidade Declarante - Declaração País-a-País'. The form contains the following fields:

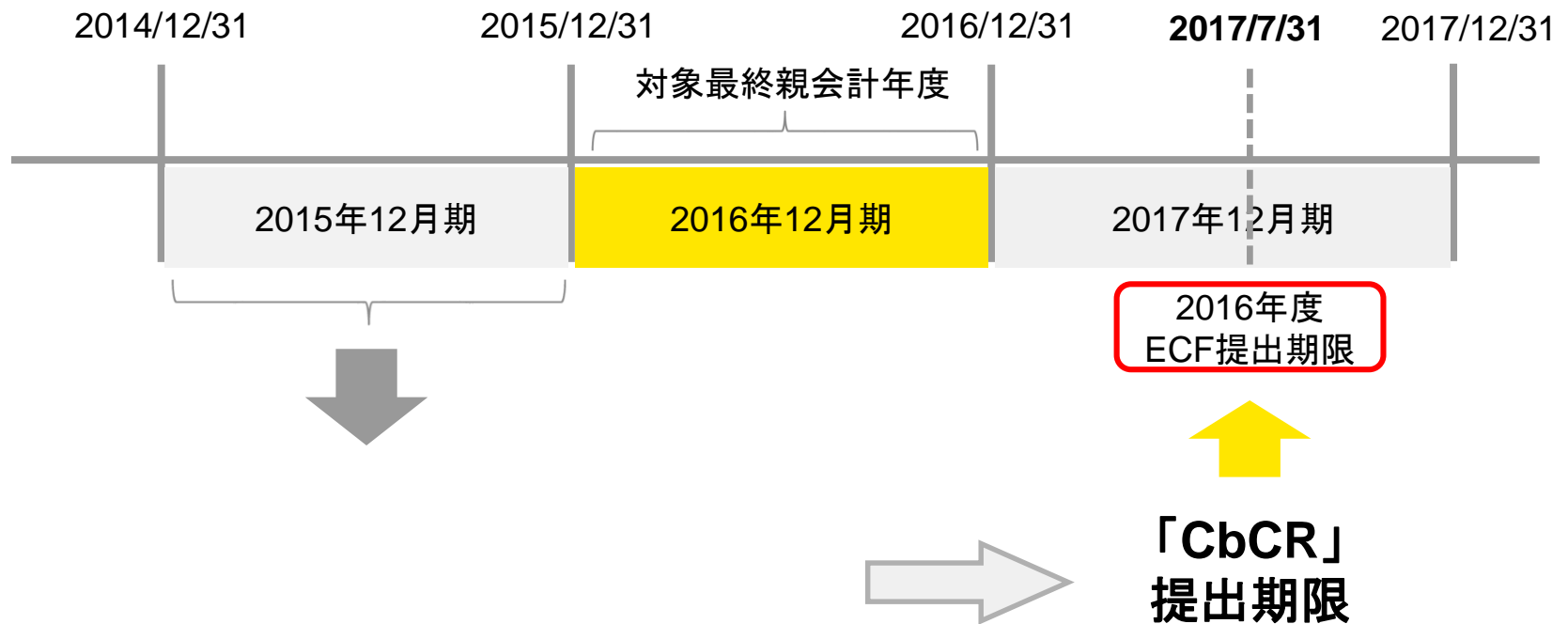
- Nome do Grupo Multinacional: Campo Obrigatório (Required field)
- A PJ é Controladora Final? (Dropdown menu)
- Nome da Controladora Final (Text field)
- Jurisdição da Controladora Final (Dropdown menu) and TIN da Controladora Final (Text field)
- Responsável pela Declaração País-a-País (Dropdown menu)
- Modalidade (Dropdown menu)
- Nome da Entidade Substituta/Entidade Local (Text field)
- Jurisdição da Entidade Substituta/Entidade Local (Dropdown menu) and TIN da Entidade Substituta (Text field)
- Data de início do período societário (Text field) and Data final do período societário (Text field)
- Moeda (Dropdown menu) and Idioma (Dropdown menu)

A 'Salvar' (Save) button is located at the bottom right of the form.

ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書(CbCR)ブラジル・スケジュール

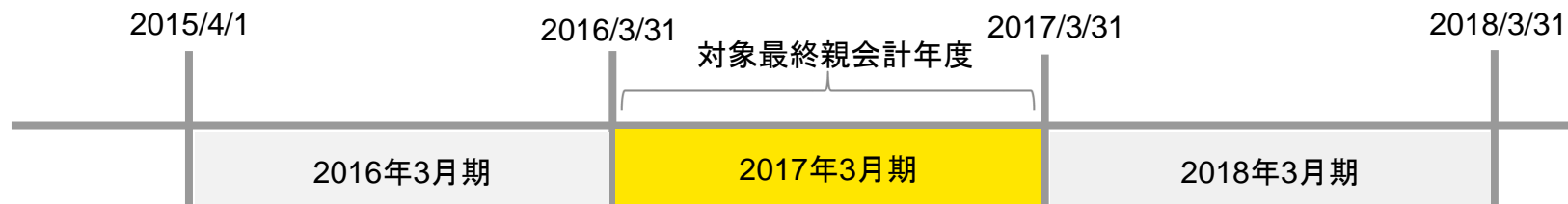
【国別報告書(CbCR)】(ブラジル最終親会社の場合)



ブラジルにおけるBEPS影響

移転価格税制 – 国別報告書 (CbCR) 日本との関連

【日本】※3月決算企業

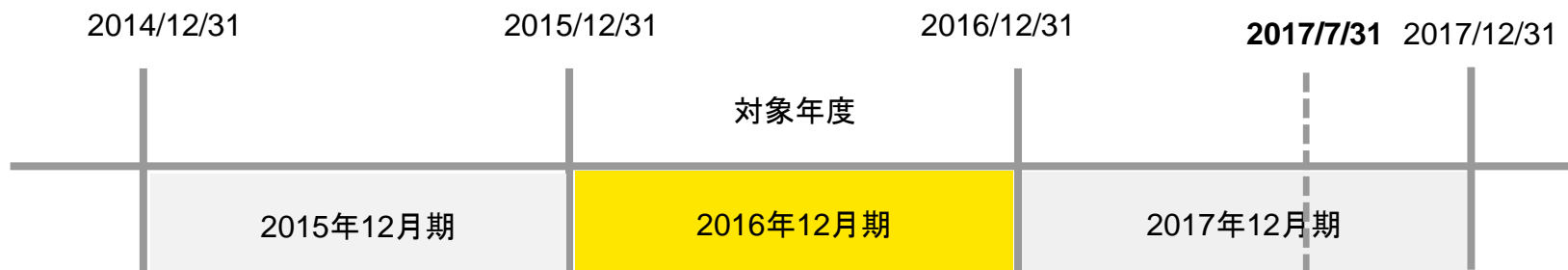


2016年3月期の多国籍企業グループの総収入金額 \geq 1,000億円
 ⇒ 2017年3月期の国別報告事項/事業概況報告事項の提出が必要

「国別報告事項」
提出期限

CbCR

【ブラジル】



2016年度
ECF提出期

免除

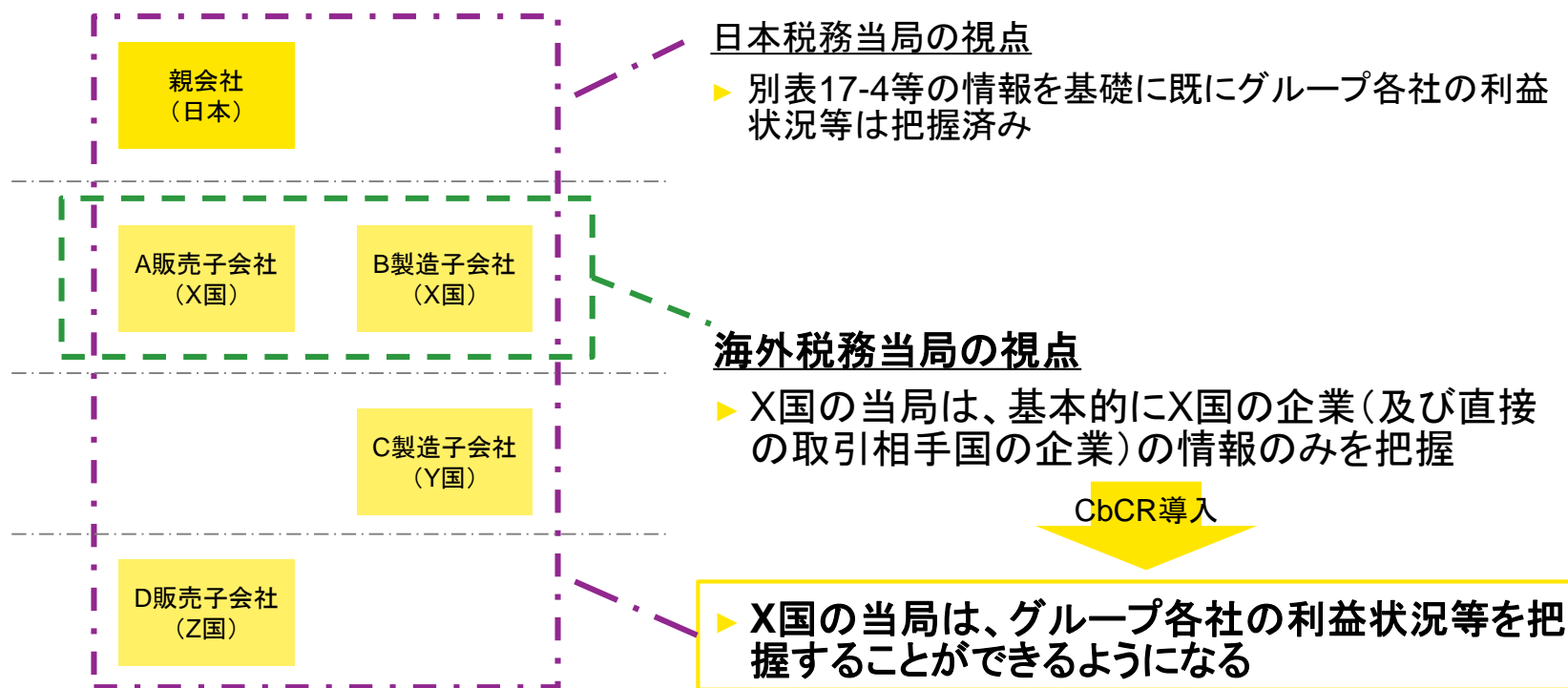
本文中の意見に渡る部分は私見であります

ブラジルにおけるBEPS影響

BEPS制度化後の移転価格調査への影響

子会社所在国の税務当局がアクセスできる情報の増加と税務調査の活発化

- ▶ 税務当局は、国別報告書を税務調査時の調査対象法人の特定等の目的で用いると想定される
- ▶ 海外税務当局が入手できる情報量が増え、当該情報を基礎とする多角的かつ積極的な税務調査の実施が想定される
- ▶ 事前に、CbCRから読み取れる税務リスクを把握し、その対処法を検討しておくことが望まれる



ブラジルにおけるBEPS影響

BEPS制度化後の移転価格調査への影響

国別報告書を基礎とする税務リスクの見える化 ～ 国外関連者の利益率及び関連取引の状況

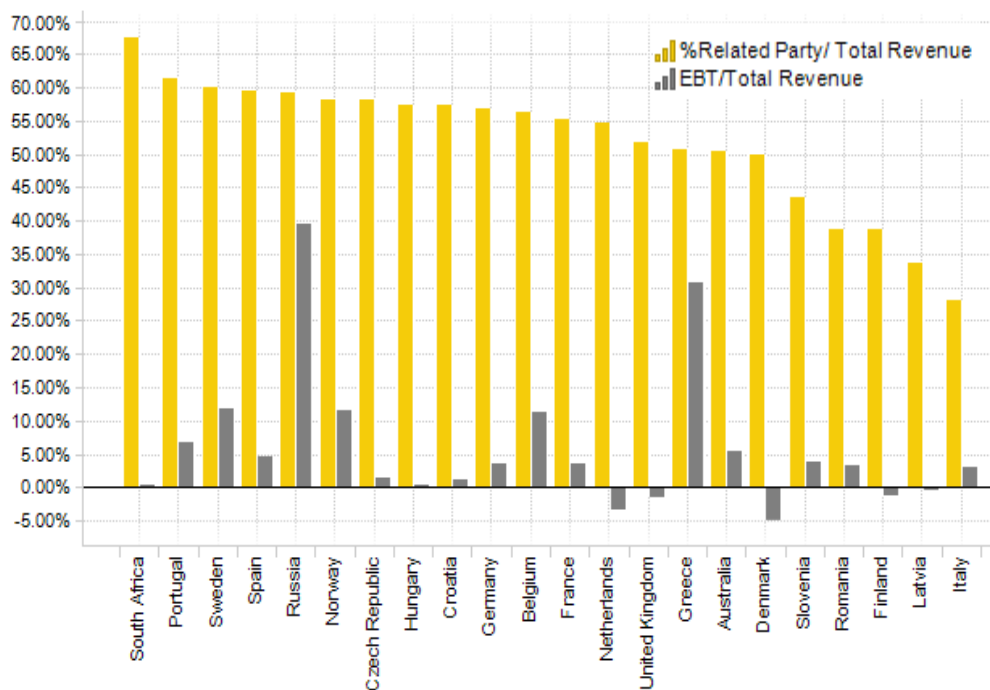
- ▶ 移転価格課税リスクのある拠点の把握(移転価格ポリシーとの乖離状況等)
- ▶ 関連取引の割合を踏まえたリスク対応策の実施(移転価格の見直し等)

- ▶ 同一の機能(例:製造会社)であるにもかかわらず、国・地域によって利益率に大きなばらつきがないか?
- ▶ 関連取引割合の多い拠点につき、極端に利益率が高い又はロスとなっている状況になっていないか?



各国間情報共有・透明性向上に伴い、よりきめ細かな分析/対応が必要

■ Related Party/Revenue & EBT/Total Revenue



(参考) マスターファイルとローカルファイル



マスターファイル 開示事項

マスターファイルの構成(イメージ)

【海外子会社所在国用】

海外子会社所在国のMFの規定における企業グループの構成会社等の定義に合わせて関連する箇所(1章以外の箇所を含む)を適宜カスタマイズ

1. 企業グループの構成に関する事項

- i. 資本関係
- ii. グループ企業一覧(企業名、事業内容、所在国等)

2. 企業グループの事業概況に関する事項

- i. 主要事業の概要及び各事業のバリュードライバー
- ii. 主要製品／サービスに関するサプライチェーン及び地理的市場に関する概要
- iii. 企業グループ内の一連の取引における各関連者の機能分析
- iv. 企業グループ内役務提供取引(研究開発以外)のリスト及び取引内容
- v. 対象年度の事業再編、事業買収及び事業売却の概要(該当事実があれば)

3. 企業グループの無形資産に関する事項

- i. 研究開発体制(拠点名、所在国、研究開発内容等)及び戦略(無形資産の創出・維持・管理の方針)
- ii. 重要な無形資産及びその所有者一覧
- iii. 無形資産に関する関連者間の契約一覧
- iv. 無形資産取引に関する移転価格ポリシー
- v. 対象年度の無形資産に関する企業グループ内譲渡取引の概要(該当事実があれば)

4. 企業グループの金融活動に関する事項

- i. 企業グループの資金調達方法
- ii. 企業グループ内の金融拠点(中心的な金融機能を果たす拠点)の一覧(拠点名、所在国、事業内容等)
- iii. 金融取引(金銭貸付等)に関する移転価格ポリシー

5. 企業グループの財務状況及び納税状況

- i. 対象年度の企業グループの連結財務諸表
- ii. 企業グループが取得している国内事前確認一覧

【日本用】

租税特別措置法第66条の4の5及び租税特別措置法施行規則第22条の10の5の報告事項を基礎に作成

+

海外子会社所在国固有のMFにおける開示情報(適宜追加)

マスターファイル 今までの移転価格文書との違い

1

親会社主導での文書作成

- ▶ 親会社による企業グループとしてのコンプライアンス文書の作成とグループ内での共有

2

各国税制に配慮した文書作成

- ▶ 日本のみならず海外子会社所在国の税制上のマスターファイルの提出義務者要件等に準拠した文書の作成

3

毎年の税務当局への文書提出

- ▶ 一定期限内のマスターファイルの税務当局への提出
※海外子会社所在国での提出方法は各国規定に従う

4

移転価格ポリシー等の開示

- ▶ 取引実績の開示や分析ではなく、多国籍企業の事業概況やサプライチェーンのほか、無形資産取引や金融取引の「移転価格ポリシー」の開示

5

他の文書と統合的な文書作成

- ▶ マスターファイルで開示する移転価格ポリシー等と、各海外子会社が作成しているローカルファイルの記載内容との整合性の確保

ローカルファイル 開示事項

日本用ローカルファイルの構成(イメージ)

1. 分析の要旨
 - i. 分析対象関連者
 - ii. 分析対象取引
 - iii. 移転価格算定方法の選定・適用結果(サマリー)
2. 企業グループの概要
 - i. 資本関係図
 - ii. 事業セグメントの概要
 - iii. 連結損益推移
3. 親会社の事業概要
 - i. 沿革及び事業概要
 - ii. 組織体制
 - iii. 損益推移
4. A関連者の事業概要
※ 3.と同様の内容を記載
5. B関連者の事業概要
※ 3.と同様の内容を記載
6. グループ内取引の概要
 - i. グループ内取引の全体像
 - ii. 親会社とA関連者との取引(取引内容、取引価格設定方法、取引金額、契約関係等)
 - iii. 親会社とB関連者との取引(※ii.と同様の内容を記載)
7. 市場分析
 - i. グローバル市場の概要(需要動向等)
 - ii. 企業グループの競争上の優位性及び利益変動要因
 - iii. A関連者所在国の市場の概要
 - iv. B関連者所在国の市場の概要
8. 機能・リスク資産分析
 - i. 果たす機能
 - a. 親会社が果たす機能
 - b. A関連者が果たす機能
 - c. B関連者が果たす機能
 - ii. 負担するリスク
 - a. 親会社が負担するリスク
 - b. A関連者が負担するリスク
 - c. B関連者が負担するリスク
 - iii. 保有する資産
 - a. 親会社が保有する資産
 - b. A関連者が保有する資産
 - c. B関連者が保有する資産
9. 経済分析
 - i. 親会社とA関連者との取引
 - a. 移転価格算定方法の選定
 - b. 比較対象会社(取引)の選定
 - c. 移転価格算定方法の適用
 - ii. 親会社とA関連者との取引
※ i.と同様の内容を記載

今後の移転価格対応に関する取組



今後の移転価格対応に関する取組 国別報告書

作成

(CbCRをどのように作成するか)

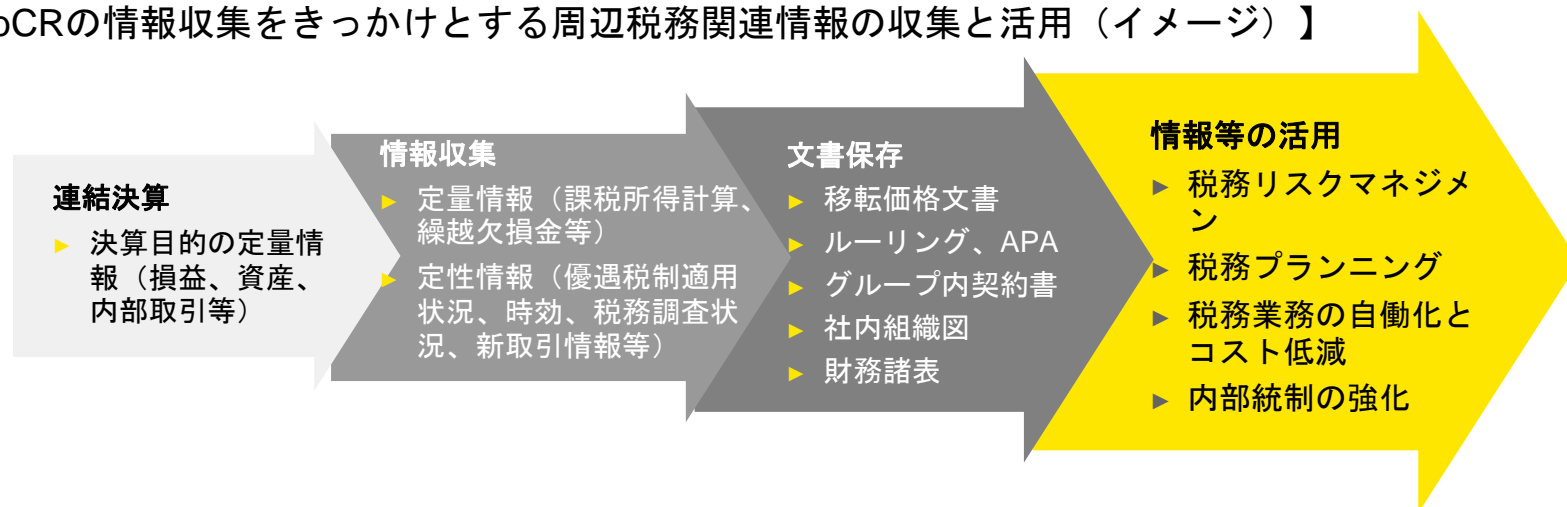
- ▶ 作成方法(連結パッケージのカスタマイズ、連結パッケージ+マニユアルデータ収集)
- ▶ 作業分担(収集データの検証作業の最終親会社と、地域統括又はサブ事業親会社との役割分担)

活用

(CbCRコンプライアンスをどのように積極活用するか)

- ▶ CbCR対応を契機とするグループ各社の税務関連情報の本社での収集・管理・活用に関する取組

【CbCRの情報収集をきっかけとする周辺税務関連情報の収集と活用(イメージ)】



今後の移転価格対応に関する取組

ブラジル総括

- ▶ **BEPS制度化後の移転価格文書化対応においては、親会社と子会社間の緊密な連携が必要**
 - ▶ 情報の正確性・網羅性
 - ▶ 情報の整合性
- ▶ **ブラジルにおいても、CbCRのほか、クロス・ボーダー取引、とりわけ移転価格税制に関する情報に関するより厳密な取り扱いが必要**

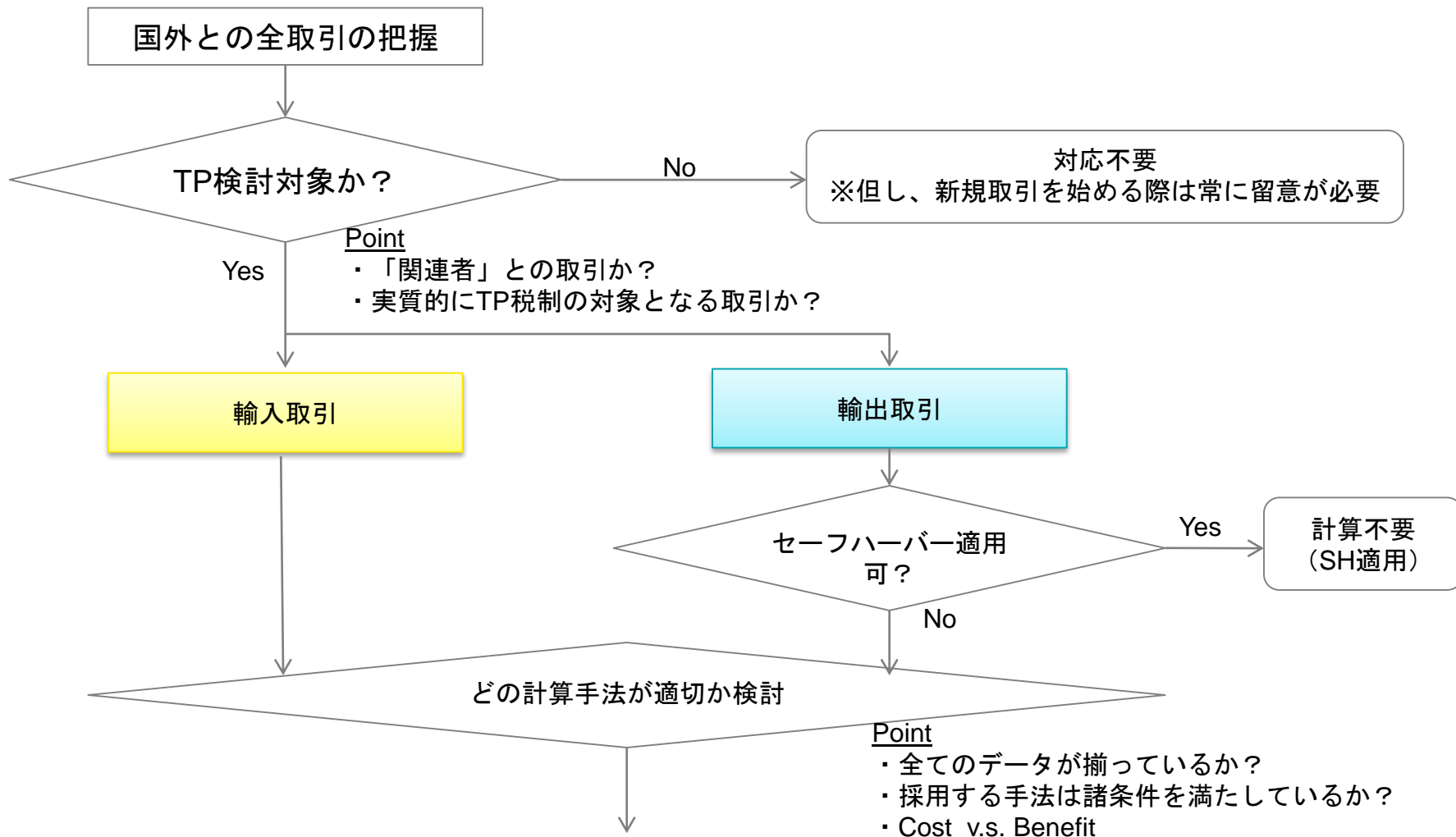


改めて見直す機会

今後の移転価格対応に関する取組

ブラジル移転価格税制

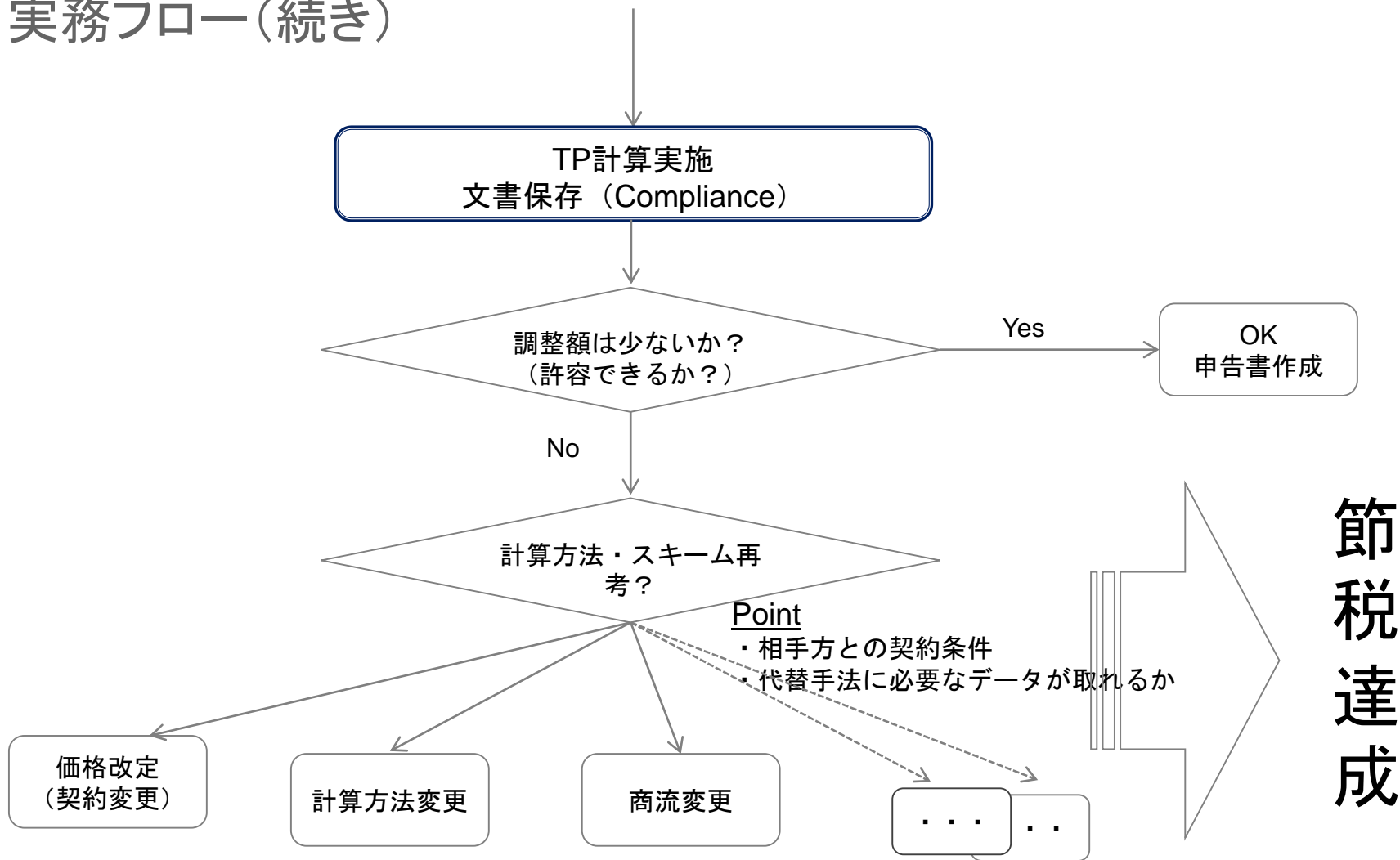
実務フロー



今後の移転価格対応に関する取組

ブラジル移転価格税制

実務フロー(続き)



ご留意事項

- ▶ 本資料記載の情報は、当該国の2017年6月時点における一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務、法律上およびその他の専門的アドバイスを行うものではありません。
- ▶ 本資料の情報は文献確認及び出来る限りの最新情報を考慮しておりますが、内容の正確性、完全性を保証するものではなく、EY Brazilおよび他のEYメンバーファームは、本資料を利用したことにより被ったいかなる損害についても一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別にご相談下さい。

本資料についてのお問い合わせ先

EY São Paulo Office

Japan Business Services

林 裕孝 *Hirota* *Hayashi*

Tel: +55 11 2573 3055

Email: hirotaka.hayashi@br.ey.com